

大法人について e-Taxが義務化されます!!

平成30年度税制改正において「電子情報処理組織による申告の特例」（以下「e-Tax義務化」といいます。）が創設されたことに伴い、一定の法人の方々の申告方法がe-Taxに限定されます。

また、e-Tax義務化とともに、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

《e-Tax義務化の概要》

<対象税目>

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても、電子申告が義務化されます。

<e-Tax義務化の対象となる帳票等>

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

<対象法人>

- ① 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体が対象



<対象手続>

確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書

<施行期日>

平成32年(2020年)4月1日以後開始する事業年度（課税期間）について適用
※ 決算期変更などがなければ、平成33年(2021年)3月期から適用

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

検索

《申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策》

提出情報等のスリム化

- **勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化**
 - ・ 売掛金（未収入金）や買掛金（未払金・未払費用）等の記載すべき相手先が100件超となる場合は、支店・事業所別の記載や上位100件の記載を認めるなどの記載単位等の柔軟化を図るほか、一部の記載項目を削除するなどの簡素化を行います。
- **イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化**
 - ・ 送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。
 - ※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。

データ形式の柔軟化

- **法人税申告書別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化**
 - ・ エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします（標準フォームを国税庁で提供予定（財務諸表には勘定科目コードも提供））。
 - ※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。

提出方法の拡充

- **e-Taxの送信容量の拡大**
 - ・ 送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍（約5,000枚）、添付書類は約5倍（約100枚）に拡大します。
- **添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）**
 - ・ e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合のため、光ディスクによる提出を可能とします。

提出先の一元化(ワンスオンリー化)

- **国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化**
 - ・ 外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。
- **連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化**
 - ・ e-Taxの場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。
 - ※ そのほか、連結親法人が連結納税の承認の申請書等を提出した場合に、連結子法人が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。

認証手続の簡便化

- **法人納税者の認証手続の簡便化**
 - ・ 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxの場合に必要とされていた経理責任者の電子署名が不要となります。）。
 - ・ 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

※ 各施策の適用開始時期は異なりますので、詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。